

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る  
電気料金の特別措置に関する供給条件  
(北陸エリア以外低圧)

2024年1月1日実施



# 料金の特別措置に関する供給条件の内容

## 1 適用

- (1) この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア以外低圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、当社の低圧特別約款[基本契約要綱]（北陸エリア以外）（以下「要綱」といいます。）および低圧特別約款[料金表]（北陸エリア以外）（以下「料金表」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2024年2月の料金に係る計量期間等の始期から2024年6月の料金に係る計量期間等の終期までに使用される電気に適用いたします。

## 2 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 要綱および料金表にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、各料金表に定める燃料費調整単価によらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価 = (2)の基準燃料費調整単価 + (4)の特別措置の燃料費調整単価

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

燃料費調整単価 = (4)の特別措置の燃料費調整単価

ハ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、(2)の基準燃料費調整単価が、(4)の特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (4)の特別措置の燃料費調整単価 - (2)の基準燃料費調整単価

ニ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、かつ、  
(2)の基準燃料費調整単価が、(4)の特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = (2)の基準燃料費調整単価 - (4)の特別措置の燃料費調整単価

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

基準燃料費調整単価 = (86,100 円 - 平均燃料価格) ×  $\frac{(3)の基準単価}{1,000}$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

基準燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 86,100 円) ×  $\frac{(3)の基準単価}{1,000}$

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18 銭 3 厘
------------	----------

(4) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2024年2月の料金に係る計量期間等の始期から2024年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2024年6月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

3 その他

- (1) 2(1)ロの場合、料金表に定める電力量料金の算定にあたっては、料金表別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものといたします。
- (2) その他の事項については、要綱および料金表に定めるところによるものといたします。